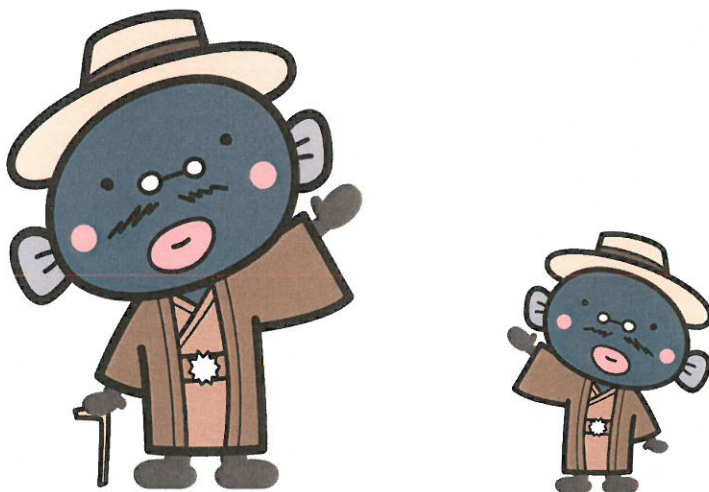


第二次 我孫子市

放課後子ども総合プラン行動計画

～すべての児童の安全・安心な居場所づくり～



令和2年3月

我孫子市

目 次

第1部 総論

第1章 放課後子ども総合プラン行動計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 新・放課後子ども総合プランの特徴・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 第一次行動計画の実施状況・・・・・・・・・・・・ 5

第2部 本論

第2章 放課後対策事業に関する現状と課題

- 1 学童保育室（放課後児童クラブ）・・・・・・・・ 6
- 2 あびっ子クラブ（放課後子供教室）・・・・・・・・ 10
- 3 学童保育室とあびっ子クラブの一体的な運営・・ 13

第3章 今後の放課後対策の事業展開

- 1 全体の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 学童保育室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 あびっ子クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 学童保育室とあびっ子クラブの一体的な運営・・ 23

第4章 プランの推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第3部 資料

- 1 共通
 - 資料1 令和元年度放課後対策事業運営員会名簿一覧 29
- 2 学童保育室
 - 資料2 放課後児童健全育成事業基準関係 30
 - 資料3 学童保育室入室審査基準表 32
 - 資料4 学童保育室入室児童数の推移 33
- 3 あびっ子クラブ
 - 資料5 平成30年度あびっ子クラブ登録児童数及び利用児童数 . 34
 - 資料6 令和元年度あびっ子クラブ活動内容及びサポーター
登録数 38
 - 資料7 計画策定経過 38

第1部 総論

第1章 放課後子ども総合プラン行動計画策定にあたって

1 策定の趣旨

近年、人口減少社会の到来に伴い、少子化や核家族化が進んでいます。また、女性就業率の上昇や物価の上昇、経済不況により、共働き世帯が増加し、働き方が多様化する中で放課後を過ごす子どもの環境が目まぐるしく変化しています。

国は、次代を担う人材を育成し、加えて共働き世帯等が直面する「小1の壁」（小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難となり、働き方を変更せざるを得ない状況のこと）を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省はすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体型の実施を中心とした両事業の計画的な整備、取組を推進することとしています。

このような背景を踏まえ、本行動計画は国の放課後対策に基づき、今後の本市の方向性を示すものです。

2 新・放課後子ども総合プランの特徴

上記策定の趣旨に加え、「新・放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標が定められているとともに、市町村にも行動計画の策定が以下の通り求められています。

【文部科学省・厚生労働省の目標】

(30文科生第396号 平成30年9月14日 局長通知)

- ① 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう2023年度までに約30万人分の整備を図る。
- ② 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、引き続き1万か所以上で実施することを目指す。

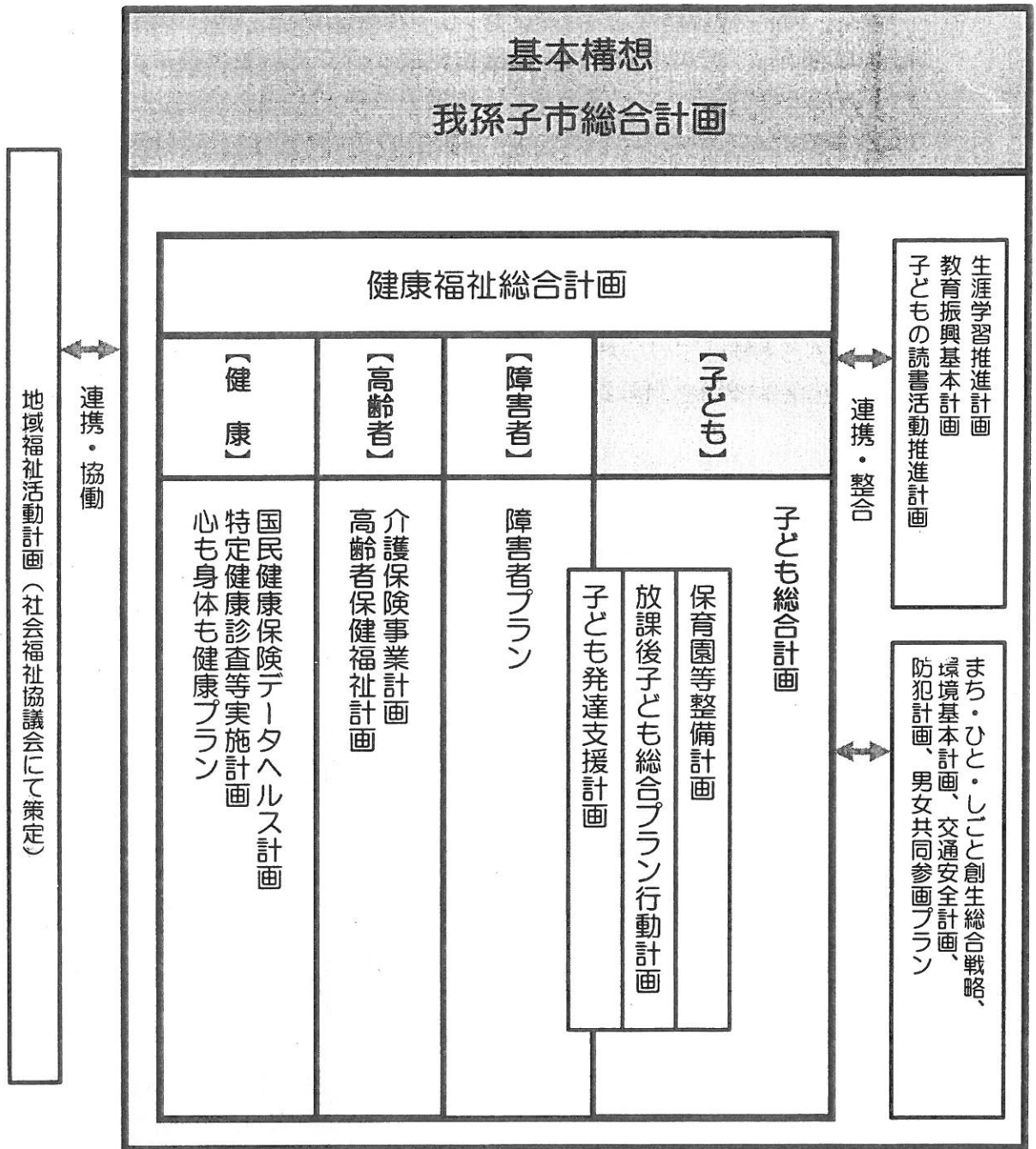
- ③ 新たに放課後児童クラブ又は、放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
- ④ 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【市町村行動計画等に盛り込むべき内容】

- ① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③ 放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨ 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ



国の主な法令・上位計画

- 児童福祉法
- 社会教育法
- 子ども・子育て支援法
- 次世代育成支援対策推進法
- 新・放課後子ども総合プラン

市町村行動計画

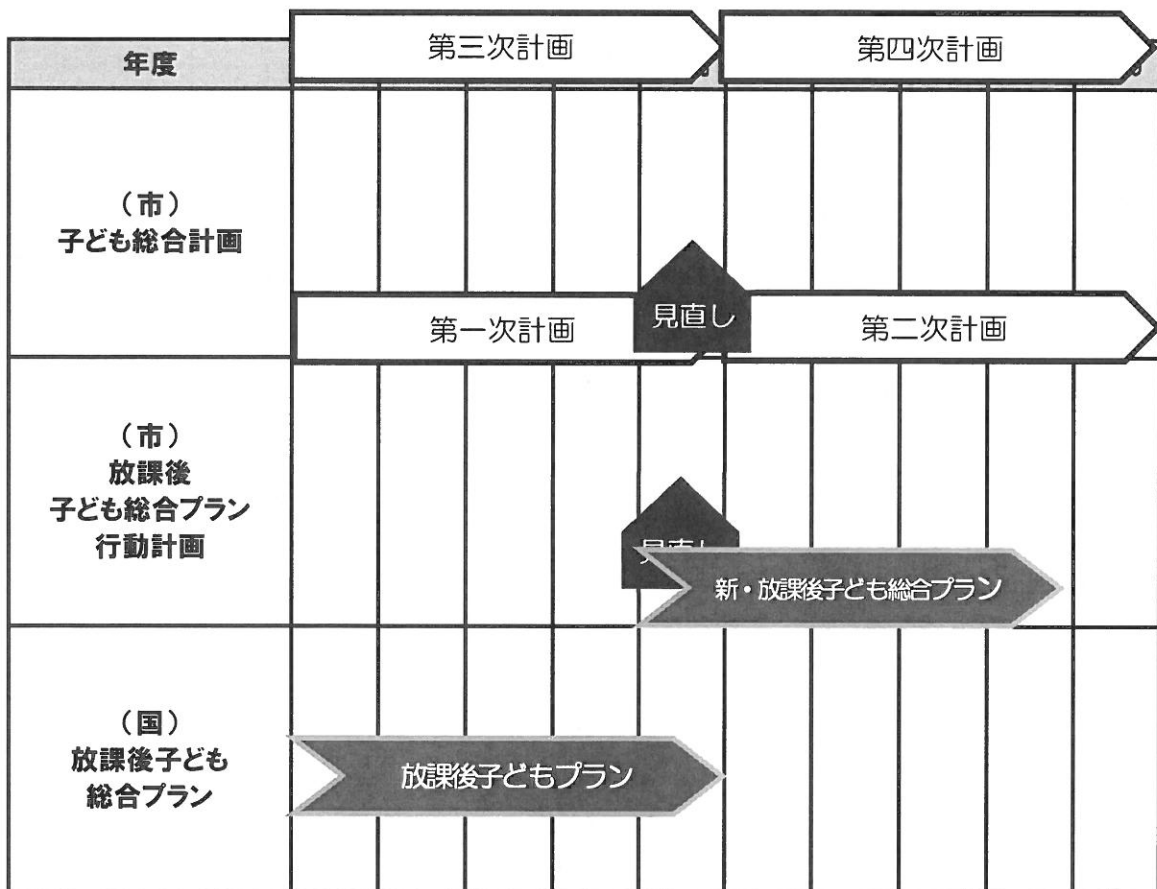
(2) 計画の期間

本計画は、市の上位計画である「我孫子市子ども総合計画」の計画期間と同様に、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

本来、「新・放課後子ども総合プラン」の計画期間と併せて策定するところではありますが、すでに本市では、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の設置及び一体的な運営を行っていること、「我孫子市子ども総合計画」は子ども・子育て支援事業計画を兼ねているため、両計画の目標事業量と確保策の整合性を図ることから、上記計画期間とします。

また、社会情勢等の変化により計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

なお、平成27年度から平成31年度までを定めた本計画を「第一次我孫子市放課後子ども総合プラン行動計画」とし、令和2年度から令和6年度までを新たに策定した本計画を「第二次我孫子市放課後子ども総合プラン行動計画」とします。



4 第一次行動計画の実施状況

第一次行動計画では、主に学童保育室の目標事業量の設定に伴う施設整備を行うこと、市内全13小学校にあびっ子クラブを設置すること、またあびっ子クラブ設置に伴い、学童保育室とあびっ子クラブの一体的運営を全小学校で行うことが記されていきました。

実施状況としては、保育に必要な専有面積が確保されていなかった一小学童保育室及び定員数より人数が多くなることが予想された三小学童保育室の拡張工事を実施しました。これにより、専有面積を確保することができ、適切な保育環境となったうえ、三小学童保育室では、定員数を増やすことができました。

あびっ子クラブについては、順次設置していき、平成30年度をもって市内全13小学校にあびっ子クラブの設置が完了しました。

また、設置に伴い、学童保育室及びあびっ子クラブの一体的運営を全小学校で行っています。

その他、定員を超えている学童保育室の緩和措置として私立幼稚園・私立保育園において小学生の預かり保育を平成27年度から開始しています。

平成27年度からは、提案型公共サービス民営化制度を活用した学童保育室及びあびっ子クラブの民間委託が始まり、これまでに5校が民間委託されました。

民間委託されたことにより、早朝及び夜間の延長保育や、長期学校休業日の弁当手配など利用者のニーズに沿ったサービスが実施されています。

また、当市にとっても、主に人員配置や給与管理の事務負担が軽減され、効率的な運営ができています。

第2部 本論

第2章 放課後対策事業に関する現状と課題

1 学童保育室（放課後児童クラブ）

本市では、昭和45年に留守家庭児童会が発足され、昭和46年に大空クラブ、さわらびクラブが開設されました。その後、各小学校でクラブが開設され、留守家庭児童を預かる施設が整備されました。

その後、平成8年に公設公営化され、市が実施することになりました。市内13小学校すべてに学童保育室を設置していますが、平成26年度に提案型公共サービス民営化制度により、民間企業から市で運営するよりサービス向上に効果的な手法の提案があり、採択されたため、平成27年度から一部の学童保育室で民間事業者への委託を開始しました。現在、同制度により学童保育室を公設民営しているのは5か所の小学校になります。

（1） 現状

ア. 入室児童について

共働き世帯等の増加に伴い、学童保育室の需要は年々高まっています。市内西側の方が鉄道等公共交通機関の利便性が良く、住宅地も多いことから、市内西側に人口が集中しており、市内東側は人口が少ない状況です。そのため、子育て世帯数においても地域によって差異があり、学童保育室利用児童数にも影響が出ています。

また、本市では、通年の学童保育室利用児童に加えて、長期休業日のみの学童保育室利用児童も受け入れており、短期的に家庭保育が困難な保護者の支援を行っています。

近年では、学童保育室の定員数を上回っての保育が続いています。より学童保育室を必要としている家庭の児童が利用できるよう、平成27年度に入室審査基準を設け、平成30年度には見直しを行いました。

内容としては、入室基準を満たしていることを最低条件とし、就労時間などにより点数化したもので同点となった場合、学年や家庭状況（ひとり親家庭など）を考慮し、入室決定するものです。

イ. 放課後対策事業スタッフについて

放課後対策事業スタッフは、非常勤一般職員（小学校・中学校・高校教諭、幼稚園教諭、保育士、社会福祉士、児童厚生員のいずれかの資格を持つ）、臨時職員を雇用しています。

平成27年度に策定された「放課後子ども総合プラン」より、令和元年度までに常時、学童保育室に「放課後児童支援員」の資格を持つ者を配置して運営することが定められました。

つまり、小学校教諭や保育士などの資格を持つスタッフであっても、更に国が定めた講習（都道府県等認定資格研修）を受講しなければ、「放課後児童支援員」とは認められなくなりました。

令和2年度より、学童保育室には常に最低でも1人以上は「放課後児童支援員」の有資格者が保育を行っていることが必須となります。

現在、すべての公営スタッフが放課後児童支援員の資格を有しており、民営スタッフについては、順次受講しています。

学童保育室入室児童数の推移

[全学童保育室]

小学校児童数 入室児童数	要保育率	小学校児童数伸び率 入室伸び率
-----------------	------	--------------------

年度	定員	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		伸び率(前年度比)
		人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	
H20	915	1,224		1,194		1,272		1,261		1,201		1,160		7,312		100.0%
		290	23.7%	220	18.4%	183	14.4%	113	9.0%	51	4.2%	34	2.9%	881	12.2%	100.0%
H21	915	1,226		1,208		1,180		1,260		1,258		1,191		7,323		+0.2%
		269	21.9%	233	19.3%	173	14.7%	122	9.7%	53	4.2%	23	1.9%	873	11.9%	-2.0%
H22	1,038	1,182		1,250		1,227		1,210		1,276		1,280		7,425		+1.4%
		258	21.8%	206	16.5%	176	14.3%	94	7.8%	56	4.4%	18	1.4%	808	10.9%	-7.4%
H23	1,136	1,198		1,191		1,270		1,227		1,220		1,272		7,378		-0.6%
		282	23.5%	191	16.0%	157	12.4%	90	7.3%	31	2.5%	20	1.6%	771	10.4%	-4.6%
H24	1,136	1,185		1,199		1,186		1,247		1,216		1,213		7,246		-1.8%
		238	20.1%	230	19.2%	151	12.7%	90	7.2%	46	3.8%	17	1.4%	772	10.7%	+0.1%
H25	1,136	1,142		1,180		1,196		1,179		1,244		1,212		7,153		-1.3%
		288	25.2%	186	15.8%	175	14.6%	91	7.7%	36	2.9%	19	1.6%	795	11.1%	+3.0%
H26	1,250	1,107		1,142		1,173		1,195		1,178		1,243		7,038		-1.6%
		251	22.7%	244	21.4%	139	11.8%	106	8.9%	36	3.1%	16	1.3%	792	11.3%	-0.4%
H27	1,015	1,087		1,103		1,145		1,174		1,190		1,181		6,880		-2.2%
		276	25.4%	191	17.3%	194	16.9%	91	7.8%	34	2.9%	15	1.3%	801	11.6%	+1.1%
H28	1,015	1,014		1,087		1,099		1,148		1,177		1,192		6,717		-2.4%
		272	26.8%	229	21.1%	160	14.6%	109	9.5%	32	2.7%	11	0.9%	813	12.1%	+1.5%
H29	1,035	1,029		1,008		1,081		1,104		1,146		1,185		6,553		-2.4%
		293	28.5%	220	21.8%	179	16.6%	124	11.2%	35	3.1%	9	0.8%	860	13.1%	+5.8%
H30	1,035	941		1,025		1,006		1,082		1,105		1,151		6,310		-3.7%
		297	31.6%	224	21.9%	184	18.3%	117	10.8%	32	2.9%	18	1.6%	872	13.8%	+1.4%
H31	1,035	977		952		1,044		1,028		1,080		1,117		6,198		-1.8%
		295	30.2%	237	24.9%	189	18.1%	125	12.2%	46	4.3%	14	1.3%	906	14.6%	+3.9%

数値は各年度5月1日現在(但し、年度途中開設の場合は開設日現在の数値で集計)

各学童保育室 5月1日の児童数

学童保育室名	クラブ名	分室	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	定員
小学校															
第一小	わかば		60	47	43	35	43	50	64	72	70	78	82	80	75
第四小	つばき	第一	50	50	44	43	42	58	79	82	75	80	68	85	70
		第二	53	54	46	44	40	59	73	73	80	79	75	86	70
根戸小	ひまわり	第一	58	66	65	69	59	55	49	50	47	52	48	49	50
		第二	60	67	65	35	38	39	42	40	40	40	37	39	40
		第三	-	-	-	35	41	37	38	39	40	39	40	37	40
並木小	はやぶさ		52	63	42	50	55	48	38	32	43	54	61	68	80
第二小	ひばり		62	56	58	54	64	53	60	60	55	62	49	50	60
第三小	あすなる		108	126	125	104	99	95	90	88	102	104	121	138	120
高野山小	つばめ	第一	38	39	44	45	37	45	43	38	33	43	48	41	50
		第二	47	42	47	43	35	44	35	35	31	38	43	39	50
湖北台西小	どんぐり		62	59	50	40	44	36	39	44	46	47	49	40	70
湖北台東小	太陽		39	38	33	44	42	37	36	25	28	36	35	26	40
湖北小	たけのこ		58	46	28	29	35	40	32	37	29	18	20	21	40
新木小	ひかり		84	73	77	64	64	58	34	46	48	44	47	59	100
布佐小	たんぼほ		30	25	21	24	23	33	29	34	32	29	26	25	40
布佐南小	かぜのこ		30	22	20	13	11	8	11	6	14	17	23	23	40
合 計			891	873	808	771	772	795	792	801	813	860	872	906	1,035

夏季休業日利用児童者数

H27	H28	H29	H30	R1
184	157	154	159	156

(2) 課題

① 専用施設の確保

国の参酌すべき基準により、「専用区画の面積は児童一人につきおおむね 1.65 m²以上確保」が必要となりました。

児童が安全・安心に放課後等を過ごす場としては、小学校の敷地内に学童保育室を整備することが望ましいと考えます。

しかし、児童数が増加している小学校や近年では支援を要する児童が増加傾向の小学校もあり、そのような小学校では普通教室が不足しているため、学童保育室として活用できる転用可能教室がありません。

特に、四小学童保育室においては、学童保育室を利用希望する児童が多いため、平成26年に2階建ての学童保育室を建築しましたが、その後も利用希望が増加し、現在開設している学童保育室では児童一人当たりの専有面積を確保できなくなっている状況です。

三小学童保育室においては、平成 22 年の校舎増築工事に伴い、一時的に民間空き店舗を賃借し、学校敷地外で運営をしていますが、児童数の増加により、転用可能教室が不足している状況であり、現在も敷地外での運営が続いています。

また、両施設とも小学校敷地内に学童保育室専用施設を新たに建築する敷地確保が困難な状況でもあります。

② 専用施設の老朽化

学校内の教室や敷地内に建築するなど様々な方法で学童保育室を設置しています。適宜、軽微な修繕等を行っています。施設の老朽化に伴い、近年では外壁や屋根の修繕、空調設備の更新等大規模な修繕を計画的に行う必要があります。

③ スタッフの確保

国の参酌すべき基準により、「1 支援単位を構成する児童の数がおおむね 40 人以下」となり、児童の数がおおむね 40 人を超えた場合は、グループ分けをする必要があります。更なるスタッフの確保が必須となりました。

現在、スタッフの人数については児童数に応じた人数配置を行っています。50 歳代後半のスタッフが非常に多く、5 年後には 3 分の 1、10 年後には 2 分の 1 が 65～70 歳前後となります。

今後、体力や健康面を考慮すると学童保育室及びあびっ子クラブの運営を維持していくことが難しくなるため、新しい人材の確保が必要となります。全国的に保育現場の人材不足が叫ばれている中、新たにスタッフを確保することが難しい状況です。

《今後、グループ分けが必要になることが予想される保育室》

二小・新木小学童保育室

(一小・四小・並木小・三小はグループ分け実施済)

2 あびっ子クラブ（放課後子供教室）

あびっ子クラブは、すべての子どもを対象とした、安全・安心な子どもの居場所であり、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する事業です。

あびっ子クラブの特徴

あびっ子クラブの特徴は、年間約 290 日の常設型の運営を可能にしているため、いつでも好きな時に来て、遊べること。また、「チャレンジタイム」という地域の方々を先生にした体験活動に参加できることです。内容としては、ショートテニス等のスポーツや書道等の文化活動を行っています。

登録（年間登録料 1,000 円）した児童すべてが対象となるため、雨の日などで校庭が使えず、メインルームがいっぱいになることがあります。そこで、必要に応じて学校と連絡を取り合いながら、図書室や体育館を臨時的に利用し、子どもたちが元気に遊べる居場所を確保しています。



フリータイムでの児童の様子



チャレンジタイムでグランドゴルフ

（1） 現状

平成 19 年度にモデル事業として我孫子第一小学校であびっ子クラブを設置してから各小学校であびっ子クラブを設置し、平成 30 年度にすべての小学校であびっ子クラブの設置が完了しました。

自由時間やチャレンジタイムを通して他学年の子どもと遊ぶことができるほかに、サポーターやボランティア等地域の方々の協力により、見守り活動や得意な遊びを提供していただくなど世代間交流を行っています。

また、市内の小学校に通学している子どもに加えて、市内在住で私立小学校に通学している子どもも長期休業期間であれば、自宅近くのあびっ子クラブを利用することができます。

あびっ子クラブ登録児童数

小学校	開設 年度	H27		H28		H29		H30		R1	
		登録数	児童数	登録数	児童数	登録数	児童数	登録数	児童数	登録数	児童数
第一小	H19	447	562	425	567	431	567	401	546	357	539
第四小	H27	623	819	626	861	624	881	548	865	538	883
根戸小	H22	808	1253	734	1174	667	1044	596	952	540	896
並木小	H26	332	416	292	403	301	396	300	398	251	355
第二小	H27	332	448	288	430	291	433	245	420	202	418
第三小	H23	488	735	476	728	481	720	445	704	422	718
高野山小	H27	551	668	510	660	441	653	373	621	353	610
湖北台西小	H24	238	349	254	328	233	321	190	309	172	300
湖北台東小	H25	198	311	207	321	205	311	187	301	172	293
湖北小	H28			272	357	241	368	203	355	183	351
新木小	H28			284	514	373	495	285	474	232	452
布佐小	H30	37	255	30	232	33	215	97	204	101	200
布佐南小	H26	104	164	103	174	106	174	101	161	97	169
合計		4158	5980	4501	6749	4427	6578	3971	6310	3620	6184
登録率		69.5%		66.7%		67.3%		62.9%		58.5%	

年度末現在。R1のみは令和元年9月1日現在。

布佐小はH27年度より布佐南小で合同運営していたため、登録数の計上有。

(2) ニーズ調査によるアンケート結果について

【子ども・子育て支援に係るニーズ調査】

上位計画である「我孫子市子ども総合計画」において、就学前教育・保育サービスや地域の子ども・子育て支援事業について、実際に子育てに関わる市民の方の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、「利用量の見込み」を算出するために、調査を実施したものです。

アンケートの中で、あびっ子クラブを「週5、6日利用している」または「週3、4日利用している」を選択した理由についての設問があり、安全面、子どもが楽しい、保護者が仕事をしているからの3つの理由で主に利用していることがわかりました。

(3) 課題

① サポーターの確保

令和元年9月現在、205人があびっ子クラブのサポーターとして活動しています。しかしながら、小学校ごとでの登録となっており、複数の小学校で活動しているサポーターもいますが、小学校によってサポーター数の差異が生じています。そのため、チャレンジタイムの種類や日数、見守り活動にも差異が生じています。

【令和元年9月現在サポーター登録数】

一小	四小	根戸小	並木小	二小	三小	高野山小	西小	東小	湖北小	新木小	布佐小	南小	合計
35	14	28	8	3	16	4	24	19	5	11	11	27	205

② チャレンジタイムの向上

箏や読み聞かせ、映写会、グラウンドゴルフ等様々なチャレンジタイムを実施しています。しかし、参加率のばらつきやチャレンジタイムのターゲットとする学年層の偏り等が課題となっています。

3 学童保育室とあびっ子クラブの一体的な運営

(1) 現状

本市では、「2 あびっ子クラブ（放課後子供教室）」でも記述したとおり、平成19年6月に学童保育とは別事業として運営を行う方針のもと、モデル事業として我孫子第一小学校にあびっ子クラブを開設し、平成21年4月から試行的に一体的な運営をスタートしました。

その後、「第一次我孫子市放課後子ども総合プラン行動計画」に沿って順次あびっ子クラブを設置及び一体的な運営を進めていき、平成30年度には、すべての小学校であびっ子クラブの設置が完了し、一体的または連携した運営が出来るようになりました。これは、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」で目指している一体的な運営をいち早く実現させたものとなります。

《 実績 》

年度	学童保育室数	あびっ子クラブ設置校	実績値（一体的運営実施数）
19	16	第一小 ※別々の運営が前提でモデル事業として開始	
20	16	学童保育とあびっ子クラブの一体的な運営の検討	
21	16	第一小 ※一体的な運営スタート	1
22	17	根戸小	2
23	17	第三小	3
24	17	湖北台西小	3
25	17	湖北台東小	5
26	17	並木小、布佐南小	7
27	17	第二小、第四小、高野山小	10
28	17	湖北小	11
29	17	新木小	12
30	17	布佐小 全校設置完了	13

(2) 課題

① 関係各所との連携

放課後を過ごす子どものほとんどは、我孫子市内の小学校に通う子どもです。子どもは、家庭や学校、友達など多様な生活の場で異なる顔を見せています。

その中でも、学校で過ごす時間が多いことから、子どもの状況を知るために学校との連携が不可欠になります。

また、教育委員会や小学校のほか、教育研究所やこども発達センター、保育園等と必要な情報を共有・協議することが望まれます。

② 一体的運営による、それぞれの事業の認識

本市では、すべての小学校において学童保育室とあびっ子クラブを一体的に運営しています。学童保育室は、日中保護者が家庭にいない児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、保育を行う中で児童の健全育成を図る事業です。あびっ子クラブは、すべての子どもを対象とした、安全・安心な子どもの居場所であり、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業です。

しかしながら、あびっ子クラブが学童保育室と同じ保育をしてもらえる場として認識され、開室時間の延長やおやつを提供を求める声があることから、それぞれの事業の目的等を正確に伝える必要があります。

第2部 本論

第3章 今後の放課後対策の事業展開

第1節 全体の方向性

○引き続き、全小学校区で学童保育室とあびっ子クラブの一体的な運営を行います。

○現在、学童保育室の定員数を超えて児童が入室している小学校について、小学校内に学童保育室を設置・移転等することが可能か引き続き教育委員会及び小学校と協議します。

○教育委員会・小学校等放課後を過ごす子どもにかかわる関係部署との連携及びスタッフ間の連携強化を図り、安全・安心な放課後の環境を提供します。

○市の公共施設保全計画に則り、既存施設の長寿命化を図るため、学童保育室・あびっ子クラブの個別施設計画を別途で新たに作成し、計画に合わせて老朽化している施設の整備等を行います。

○公設公営にこだわらず、民間事業者が参入してサービスの向上が得られるものであれば、民営にするなど、今後は利用者満足度や早朝及び夜間の開室時間延長、人員確保等の課題の解消、費用対効果等を総合的に検討して運営方法を決定します。

第2節 学童保育室

1 学童保育室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

平成27年度から、国における参酌すべき基準とされている「専用区画 1.65 m²/人」が適用されたことに伴い、定員数を見直しました。

各学校の量見込みについては、「子ども総合計画」におけるニーズ調査において学童保育室の利用見込みを把握し、今後の利用率を考慮して学校ごとに登録数を算出して量見込みを設定します。

《学童保育室の予測事業量》

		実績値		予測値				
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
我孫子地区	我孫子第一小学校	(延床面積 205 m ²)(専用区画面積 163 m ²)						
	小学校児童数 (人)	546	539	527	506	489	467	442
	学童登録数 (人)	82	80	92	89	89	85	83
	学童定員数 (人)	75	75	75	75	75	75	75
	1人あたり専用区画(m ²)	1.98	2.03	1.77	1.83	1.83	1.91	1.96
	我孫子第四小学校	(延床面積 321.3 m ²)(専用区画面積 214.36 m ²)						
	小学校児童数 (人)	865	883	872	880	874	883	873
	学童登録数 (人)	143	171	189	183	181	175	171
	学童定員数 (人)	140	140	140	140	140	140	140
	1人あたり専用区画(m ²)	1.49	1.25	1.13	1.17	1.18	1.22	1.25
	根戸小学校	(延床面積 267 m ²)(専用区画面積 190.84 m ²)						
	小学校児童数 (人)	952	894	855	826	795	762	729
	学童登録数 (人)	125	125	154	149	148	142	139
	学童定員数 (人)	130	130	130	130	130	130	130
	1人あたり専用区画(m ²)	1.52	1.52	1.23	1.28	1.28	1.34	1.37
	並木小学校	(延床面積 132 m ²)(専用区画面積 126.38 m ²)						
小学校児童数 (人)	398	361	354	337	342	332	310	
学童登録数 (人)	61	68	62	60	60	58	56	
学童定員数 (人)	80	80	80	80	80	80	80	
1人あたり専用区画(m ²)	2.07	1.85	2.03	2.10	2.10	2.17	2.25	
天王台地区	我孫子第二小学校	(延床面積 130 m ²)(専用区画面積 95.66 m ²)						
	小学校児童数 (人)	420	418	413	444	476	480	499
	学童登録数 (人)	49	50	67	64	64	62	60
	学童定員数 (人)	60	60	60	60	60	60	60
	1人あたり専用区画(m ²)	1.95	1.91	1.42	1.49	1.49	1.54	1.59
	我孫子第三小学校	(延床面積 360.82 m ²)(専用区画面積 245 m ²)						
	小学校児童数 (人)	704	720	721	717	747	739	749
	学童登録数 (人)	121	138	133	129	128	124	120
	学童定員数 (人)	120	120	120	120	120	120	120
	1人あたり専用区画(m ²)	2.02	1.77	1.84	1.89	1.91	1.97	2.04

		実績値		予測値				
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
天王台地区	高野山小学校	(延床面積 252 m ²)(専用区画面積 155.42 m ²)						
	小学校児童数 (人)	621	607	586	540	515	488	471
	学童登録数 (人)	91	80	94	91	90	87	85
	学童定員数 (人)	100	100	100	100	100	100	100
	1人あたり専用区画(m ²)	1.70	1.94	1.65	1.70	1.72	1.78	1.82
湖北地区	湖北台西小学校	(延床面積 121 m ²)(専用区画面積 111.38 m ²)						
	小学校児童数 (人)	309	300	291	270	254	225	222
	学童登録数 (人)	49	40	55	53	52	51	49
	学童定員数 (人)	70	70	70	70	70	70	70
	1人あたり専用区画(m ²)	2.27	2.78	2.02	2.10	2.14	2.18	2.27
	湖北台東小学校	(延床面積 66 m ²)(専用区画面積 60.38 m ²)						
	小学校児童数 (人)	301	294	288	260	236	218	201
	学童登録数 (人)	35	26	36	35	35	34	33
	学童定員数 (人)	40	40	40	40	40	40	40
	1人あたり専用区画(m ²)	1.72	2.32	1.67	1.72	1.72	1.77	1.82
	湖北小学校	(延床面積 66 m ²)(専用区画面積 63.19 m ²)						
	小学校児童数 (人)	355	360	339	336	340	326	325
	学童登録数 (人)	20	21	30	29	29	28	27
	学童定員数 (人)	40	40	40	40	40	40	40
1人あたり専用区画(m ²)	3.15	3.00	2.10	2.17	2.17	2.25	2.34	
新木地区	新木小学校	(延床面積 200 m ²)(専用区画面積 153.24 m ²)						
	小学校児童数 (人)	474	454	433	408	414	382	384
	学童登録数 (人)	47	59	59	57	57	55	53
	学童定員数 (人)	100	100	100	100	100	100	100
	1人あたり専用区画(m ²)	3.26	2.59	2.59	2.68	2.68	2.78	2.89
布佐地区	布佐小学校	(延床面積 66 m ²)(専用区画面積 60.38 m ²)						
	小学校児童数 (人)	204	199	196	189	184	172	161
	学童登録数 (人)	26	25	35	34	34	33	32
	学童定員数 (人)	40	40	40	40	40	40	40
	1人あたり専用区画(m ²)	2.32	2.41	1.72	1.77	1.77	1.82	1.88

		実績値		予測値				
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
布 佐 地 区	布佐南小学校	(延床面積 66 m ²)(専用区画面積 60.38 m ²)						
	小学校児童数 (人)	161	169	191	195	195	195	207
	学童登録数 (人)	23	23	20	19	19	19	18
	学童定員数 (人)	40	40	40	40	40	40	40
	1人あたり専用区画(m ²)	2.62	2.62	3.01	3.17	3.17	3.17	3.35

※H30～R6の1人あたり専用区画は、専用区画面積÷学童登録数で算出（小数点第三位以下は切捨て）

〈今後の方向性〉

平成30年9月をもって市内全小学校へあびっ子クラブの設置が完了したことから、学童保育室の飽和状態が一部緩和され、一定の効果を得られました。

学童登録数は、令和2年度をピークに減少する見込みです。市内東側（湖北地区・新木地区・布佐地区）は登録数が定員数よりも少なく、十分な専用区画が確保されています。

しかしながら、市内西側（我孫子・天王台地区）においては、国の参酌すべき基準を下回る状況が続いています。特に、四小、根戸小、二小が該当しています。また、他の保育室でも定員数より多い人数が入室されることが想定されます。

小学校児童数は、市全体で見ると減少傾向にありますが、小学校ごとで見ると、児童数が増加傾向の小学校（二小、三小、四小）もあります。

学童登録数が定員数を超過する学童保育室においては、今後の児童数が減少傾向にあることや小学校内で新たに建築する敷地がないこと、常設型のあびっ子クラブが17時まで開設していること等を鑑み、学童保育室の新築など新たな整備は行いません。学童保育室で児童を受け入れる際には、入室基準を満たしていることに加えて、家庭状況や配慮が必要な児童等を総合的に判断したうえで受け入れ、弾力的に運営を行います。

利用人数が多くなる夏休みや定員を超える保育室については、学校の教室（特別教室を含む）等を借用するなど適切な保育環境の確保に努めます。また、認定こども園や私立幼稚園、私立保育園での小学生の預かり保育を推進します。

2 学童保育室に対する整備状況の対応策

公設公営になった平成8年から本市は、「放課後児童クラブ運営指針」及び、「我孫子市学童保育指針」に基づき運営をしています。

国では、学童保育室の運営の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」（参酌すべき基準）とすることから、施設や規模などを維持していくために次の対応策を講じます。

① 転用可能教室等の有効活用

学校敷地内に学童保育室の建築ができない、敷地外にも建築する場所がない小学校については、教育委員会と連携して学校内の教室配置の見直しを図り、学童保育室として活用できるかを検討します。

② 学童預かり保育事業の推進

定員を超えている保育室の緩和策として、私立保育園・幼稚園・認定こども園が児童を預かることに対して補助金を交付しています。

今後は、学童保育室の利用者数や利用率を鑑みながら、卒園児を対象とした通常時の預かり保育のほか、長期休業期間のみの預かり保育を行えるよう、活用推進を図ります。

③ 専用施設の長寿命化

老朽化した外壁や空調設備、トイレ等の設備関係について、耐用年数に依じて適正に施設が使用できるよう、状況の把握を行うとともに個別施設計画を別途作成・修正を行いながら、順次改修等を行います。

3 開設時間の延長に係る取り組み

本市では各学童保育室の保護者と運営方法等について意見交換を年2回程度行っていますが、平日の開室時間の延長と学校休業日の開室時間の前倒しについては、長い間ご要望を頂いていました。しかし、時間延長に伴うスタッフ配置等が難しく実現できずにいました。

このような状況が数年間続く中、平成 25 年度から平成 26 年度にかけては、朝の開室時間の拡大について、保護者自身がアンケートを実施し、より具体的な実施期間などが示されるようになりました。

そこで、市としても、少しでも保護者の要望が叶うよう、平成 27 年度から、全保育室において 4 月 1 日から入学式前日までの期間に限り、7 時 30 分開室を実施することとしました。また、新たな手法の一つとして提案型公共サービス民営化制度により、開室時間の延長が提案され、採択されたことから、開室時間が 19 時から 19 時 30 分の繰り下げが可能となりました。今後も、延長保育の利用状況や必要なニーズを把握し、引き続き延長保育を実施していきます。

4 配慮を必要とする児童への対応

学童保育室における配慮を必要とする児童の入室申請は年々増加しています。また、複雑な家庭状況の児童や海外から来たため言葉がわからない児童等、様々な事情を抱えた児童を受け入れることがあります。

配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるように、スタッフの加配対応を常時検討して配置していきます。

加配については、心理相談員の巡回相談や全体の児童の状況等総合的に判断して行います。

また、子ども相談課や教育委員会等の関係課との連携を図り、すべてのスタッフが子どもの情報を共有することで保育環境の向上に努めます。

5 その他

① スタッフ確保への対応

国が定める「放課後児童支援員」となるための研修については、本市における放課後対策事業スタッフのうち、非常勤一般職員全員が放課後児童支援員認定資格研修を受講し、資格を取得しました。

現在は、公設民営の保育室に勤務しているスタッフに対して順次研修受講を促しています。

また、スタッフの雇用に空きが生じた場合は、適宜公募を行い、雇用していきますが、それでも恒常的にスタッフが不足する状況が続いた場合は、安定し

た運営を行うためにも、平成27年度から本市が行っている提案型公共サービス民営化制度やプロポーザル方式を用いて、新たな公設民営の導入を検討します。

② 児童一支援単位へのスタッフの配置、児童一人あたりの専用区画面積への対応

● 児童一支援単位へのスタッフの配置

本市では、現在、全学童保育室へ放課後児童支援員の資格を有したスタッフを最低3名配置しています。これは、国の参酌すべき基準（1支援単位当たり有資格者1名以上の配置）を大幅に上回っています。そのため、新たにグループ分けが発生した場合でも、現在の配置体制で運営することができます。

ただし、児童の支援等で加配が必要になった場合は、臨時職員を補充配置して対応します。

● あびっ子クラブの全校設置

常設型のあびっ子クラブを全校設置することで、放課後の居場所が確保でき、子どもも親も必要に応じて、学童保育室かあびっ子クラブを選べるようになりました。あびっ子クラブを開設すると、学童保育室利用児童数が減少する傾向がみられます。このことから、児童一人あたりの専用区画面積を確保できるようになります。

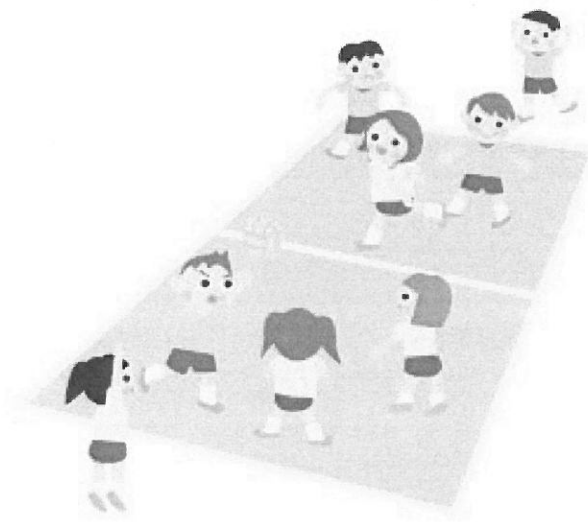
1 あびっ子クラブの整備状況について

あびっ子クラブは、平成19年に我孫子第一小学校でスタートしてから順次各小学校で開設し、平成30年に布佐小学校で開設したことにより、すべての小学校であびっ子クラブの設置が完了しました。

これにより、本市ではすべての小学校で学童保育室とあびっ子クラブを一体的に運営することが可能となりました。

2 今後の方向性

現在、サポーターの募集は、HPや大学生、現在登録しているサポーターからの紹介等でサポーター登録を行っています。このほかにも新たに自治会や活動団体等に募集して、さらなるサポーターの確保を行い、子どもたちの見守り体制の充実やチャレンジタイムの種類を増やすなど、世代間交流が行える安全・安心な放課後の居場所づくりの一つとして運営していきます。



1 学童保育室とあびっ子クラブの一体的運営の目標

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量を市町村行動計画に組み込むこととしていますが、P5に記述したとおり、平成30年度をもってすべての小学校で一体的な運営を実施していることから、目標は達成されています。

2 学童保育室とあびっ子クラブの一体的運営の確保策

本市では、市内13小学校区すべてに学童保育室及びあびっ子クラブの設置が完了しており、引き続き、学校等とも連携しながら、地域の方のご協力をいただき、地域に根差した一体的な運営を目指します。

一体的な運営をする上で、一番大事なことは、同じ場所で子どもたちが安心して交流できることです。そのため、学童保育児童は、自由に両施設を行き来できるよう様々な工夫をしています。両施設が開設している時間で、子どもが遊び方や過ごし方の選択ができる時間を「共通プログラム」と捉えています。

中でも、チャレンジタイムが開催されている時間は、学童保育室の活動時間を調整する等し、より多くの子どもたちが様々な体験を通して地域の方と触れ合えるようにしています。

このような一体的な運営は、あびっ子クラブが学童保育室と同様に、常設的に設置していることが大きく起因しています。全国的にも早くから、放課後の全児童対策と捉えたこれらの取組みは、文部科学大臣賞受賞を初め、他市からの視察や事例集などに取り上げられるなど、非常に高い評価を頂いています。

(1) 学童保育室とあびっ子クラブの開設日数及び開室時間

【あびっ子クラブの開室日数】

- ◇全国的な状況：イベント的に月に何度か実施、
定期的な教室（学習等）として実施が比較的多い
- ◆我孫子市の状況：常設（年間およそ290日以上実施）
イベントや教室は、実施日の中でチャレンジタイムとして実施
お盆休み、学校行事等による閉室有

【学童保育室とあびっ子クラブの開室時間】

←・ー→ あびっ子クラブ 、 ←→ 学童保育室

		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
平日	あびっ子 学 童											17:00		19:00
長期休み 振替休日	あびっ子 学 童	7:45		9:00								17:00		19:00
土曜日	1 部屋で 一体的運営	8:00		10:00								17:00		19:00

※公設民営で実施している学童保育室（四小、根戸小、三小、二小、新木小）については、延長保育を実施。（申請許可制）

- ・ 午前 7 時 30 分から 7 時 45 分まで
（入学式以降の土曜日を除く一日保育時）
- ・ 午後 7 時 00 分から 7 時 30 分まで
（ただし、利用者がいない場合には閉室）

（2）スタッフ体制

両事業をスタッフが運営できるよう、コーディネーターを中心に、全スタッフで定期的なミーティングを行うとともに、シフトで両施設に勤務するよう工夫します。

（3）活動の連携

あびっ子クラブのチャレンジタイムに参加しやすいよう、学童保育における、おやつや勉強の時間を工夫するよう努めています。

外遊びの時間を同じ時間に設定し、より多くのスタッフが見守る中で子どもたちが過ごす時間を増やすようにします。

夏休み等一緒にイベントを行う等、子どもたちが一緒に活動できるよう工夫します。

（4）同じ保険への加入

一緒に過ごす子どもたちがケガをした場合、すべての児童に同じ対応ができるよう、傷害保険は同一の保険に加入します。

また、学童保育登録児童は、一定の手続きをすれば、あびっ子クラブ登録料を追加で支払わず、利用できます。これは、学童保育登録児童は、同一保険料を保育料の一部として徴収しているためです。

(5) 学童保育父母会等への参加

子どもは、学童保育室とあびっ子クラブでは、違った顔を見せます。子どものいろいろな面を把握し、保護者と共有することで、より綿密な保育ができます。そこで、あびっ子クラブスタッフも、学童保育の保護者が行う父母会等に参加します。

3 小学校の転用可能教室等の活用に関する方策

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、保護者や学校にとっても重要な課題です。平成31年度から新たにスタートした「新・放課後子ども総合プラン」においても学校施設の徹底活用が求められています。

しかし、地区による移動人口の違いや、児童数推計、配慮が必要な児童への対応等、学校現場（対象校）と転用可能教室を含めた教室確保の調整を行う必要があります。

そこで、学童保育室とあびっ子クラブの担当課である子ども支援課（市長部局）と、教育委員会及び対象校が、それぞれの立場を理解し、現場を確認しながら協議を重ね、候補となった教室の施設整備を含めて、丁寧な話し合いと調整を進めていきます。

4 教育委員会と市長部局の連携及び運営委員会の設置

《教育委員との意見交換会》

子ども部が創設された平成21年度から、教育委員会と市長部局（子ども部）が連携を図り、これまでの子ども施策をより充実させていくため、教育委員と子ども部管理職で年2回程度の意見交換会を実施しています。

《総合教育会議の活用》

平成27年度より新たな教育委員会制度改革として、市長と教育委員会との新たな協議の場となる「総合教育会議」が行われています。協議事項の中には、「総合的な放課後対策」の協議が位置付けられています。

《我孫子市放課後対策事業運営委員会》

平成19年度から年3,4回開催している運営委員会は、平成27年度から学校支援地域本部関係者を加えることにより、国が示す構成員を満たし、更に国が示す次のことを検討します。

- ① 教育委員会と市長部局（福祉部門）の具体的な連携方策
- ② 小学校の余裕教室等の活用方策と公表
- ③ 活動プログラムの企画・充実
- ④ 安全管理方策
- ⑤ ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策
- ⑥ 広報活動方策
- ⑦ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

《協定書（覚書）の締結》

本市では、放課後にかかわる学童保育室及びあびっ子クラブの実施主体は、子ども支援課で行っています。

事故が起きた場合の対応や来所・帰宅時における児童の安全確保、教室不足等により学童保育室やあびっ子クラブに転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保や返還等の取り決め、または転用可能教室の活用促進に向けた取組等様々な事項については、教育委員会や学校側と協議する必要があります。

そこで、あらかじめ教育委員会と子ども支援課等で協定を締結することにより、施設使用や安全面の連携等を明確化し、その小学校の子どもの支援につなげます。

5 学童保育室・あびっ子クラブの役割向上に向けて

学童保育室は、就労等により昼間家庭にいない保護者が、小学校に就学している児童を単に預ける場所ではなく、スタッフの支援を受けながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交流を通じた社会性の習得、発達段階に応じた遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っています。

学童保育室の役割を踏まえつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年、厚生労働省）等を基本に、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

あびっ子クラブは、子どもが自由に来て自由に帰る場であり、全児童を対象とする放課後の安全・安心な居場所です。スタッフや異年齢児童、サポーター等との自由遊びに加え、学習やスポーツ・文化芸術活動等を通じて、異年齢交流を進めていきます。

スタッフについては、ミーティングの開催や日々の記録等を通じて情報共有を図り、事例検討を行うなど自己研鑽に励み事業内容の向上を目指す職員集団を形成します。

また、多様な研修を受講できる環境を確保しつつ、研修等を通じて必要な知識及び技能を習得して質の向上を図ります。

6 運営内容の評価・改善、情報発信について

学童保育室の運営主体である市や民間事業者は、運営内容について自己評価を行い、放課後対策事業運営委員会で報告し、意見を取り入れ、運営に反映します。

利用者アンケートを実施して保護者・児童のニーズを把握し、運営内容の改善を図ります。

評価の結果については、スタッフ間で共有・検討し、運営内容の向上に生かします。

児童にとって放課後を過ごす場所として学童保育室、あびっ子クラブのどちらが最善かを検討・選択できるように、事業概要や活動内容等の情報をHP等で公開します。

第4章 プランの推進体制

1 プランの推進体制

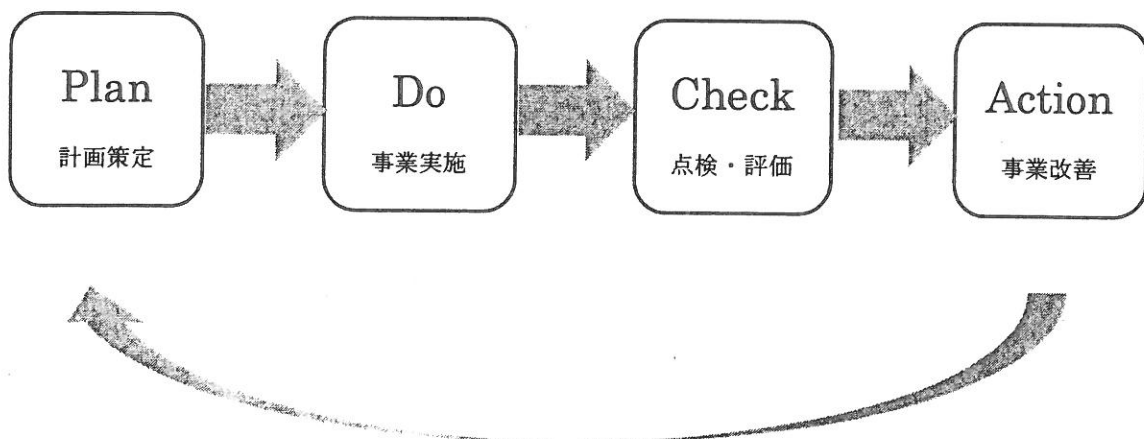
本計画に位置付けられる取組については、学識経験者、PTA、小学校長、関係部署等で構成される「我孫子市放課後対策事業運営委員会」で計画の進捗状況と施策内容の検証等を行います。

検討事項についての意見を求め、定期的な評価・見直しを行い、プランを推進します。

2 プランの進捗管理

プランの進捗管理は、「PDCA サイクル」による点検・評価を実施します。

「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のサイクルを行うことにより、施策内容が利用者の直面している問題や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、結果を毎年度の事業実施に反映させます。



第3部 資料

1 共通

資料1 「令和元年度放課後対策事業運営委員会委員名簿一覧」

選出区分	所属	氏名
学識経験者	川村学園女子大学文学部 心理学科 助教授	佐藤 哲康
小学校PTAの代表者	小学校PTA 代表	宮本 明子
小学校PTAの代表者	小学校PTA 代表	古里 未也
学童保育父母の代表者	我孫子市学童保育連絡協議会 代表	塚本 美和子
我孫子市青少年相談員連絡協議会の代表	我孫子市青少年相談員 代表	中嶋 康貴
我孫子市民生委員・児童委員協議会の代表	我孫子市民生委員・児童委員 代表	藤本 仁美
子ども・子育て会議委員	子ども・子育て会議 委員	太田 悟
小学校校長の代表者	我孫子第二小学校長	鍵山 智子
小学校校長の代表者	布佐小学校長	石上 克己
コーディネーターの代表者	布佐小あびっ子クラブ コーディネーター	森井 貴美子
コーディネーターの代表者	湖北台東小あびっ子クラブ コーディネーター	大野 敦子
サポーターの代表者	湖北台東小あびっ子クラブ サポーター 代表	鈴木 幸子
サポーターの代表者	我孫子第一小学校 サポーター 代表	原田 信彦
子ども部子ども支援課の課長相当職	子ども部 子ども支援課 課長(委員長)	荒井 康哲
教育総務部学校教育課の課長相当職	教育総務部 学校教育課 課長(副委員長)	榊原 憲樹
生涯学習部生涯学習課の課長相当職	生涯学習部 生涯学習課 課長	菊地 統
学校支援地域本部運営委員会の代表者	学校支援地域本部運営委員会 代表	川村 眞一

2 学童保育室

資料2 放課後児童健全育成事業基準関係

学童保育室は、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

厚生労働省により策定された「放課後児童クラブ運営指針」及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」に基づき、「我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「全国的な標準仕様」）を制定し、「我孫子市学童保育室の設置及び運営に関する条例」及び「我孫子市学童保育室の設置及び管理に関する条例施行規則」等の一部を改正しました。

基準関係について以下に示します。

<国・県の基準>

- ◎放課後児童クラブ運営指針
- ◎放課後児童クラブ運営指針解説書
- ◎放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

<市の基準>

- ◎我孫子市学童保育室の設置及び管理に関する条例
- ◎我孫子市学童保育室の設置及び管理に関する条例施行規則
- ◎我孫子市放課後対策事業スタッフ勤務取扱規則
- ◎我孫子市放課後対策児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◎我孫子市学童保育運営規程

国の定める「全国的な標準仕様」の主な基準内容

【目的】

放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るく、衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものである。

【参酌すべき基準】

1. 従事するスタッフの資格要件
 - *保育士等の資格を有する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了したもの
2. 児童の集団規模に対する配置
 - *スタッフの数は、1クラス単位ごとに2人以上とする
 - ただし、その1人を除き補助員をもってこれに代えることができる
3. 児童の支援単位：おおむね40人以下（超えた場合は、グループ分け）
4. 専用区画の確保：子ども一人につきおおむね1.65㎡以上の確保
 - *専用区画とは、遊び・生活・静養の機能を備えた区画をいう
5. 開所時間
 - ①小学校の授業の休業日：8時間／日以上
 - ②小学校の授業の休業日以外の日：3時間／日以上
6. 開所日数：1年につき250日以上
7. その他
 - ①非常災害対策（定期的に避難及び消火訓練を行うこと）
 - ②利用者を平等に取り扱う原則（利用者の国籍などによって差別的取扱いをしないこと）
 - ③虐待等の防止（心身に有害な影響を与える行為をしないこと）
 - ④衛生管理等（感染症又は食中毒の予防に努めること）
 - ⑤苦情の対応（保護者等からの苦情には迅速かつ適切に対応すること）
 - ⑥保護者との連絡（保護者と密接な連絡を取り、支援の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること）
 - ⑦関係機関との連携（小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たること）
 - ⑧事故発生時の対応（事故が発生した場合は、速やかに保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること）など

資料3 「学童保育室入室審査基準表」

A 保護者等の就労又は就学の状況 (基準点は、父と母の合算)					基準点		B 保護者等の状況(就労又は就学以外) (Aの基準点が2人分でない場合に、最も点数が高いものを1つ選択)			調整点	
勤務等の状況	月の勤務(就学)日数	1日の勤務(就学)時間	就労就学	内定予定	疾病等の状況						
居宅外勤務・就学	20日以上	8時間以上	20	19	負傷・疾病・障がい	入院	おおむね1か月以上		20		
		7時間以上	19	18			居宅内療養	常時が床	疾病のためおおむね1か月以上常時床	20	
		6時間以上	18	17				長期加療(安静)	医師が半年以上の加療(安静)を要し、保育できないと判断したもの	18	
		5時間以上	17	16				一般療養	医師がおおむね1か月以上の加療(安静)を要し、保育できないと判断したもの	10	
		4時間以上	16	15							
	18日以上19日以下	8時間以上	19	18	看護・介護	居宅外	介護及び看護を常態(週5日程度)とする場合		20		
		7時間以上	18	17			居宅内	介護及び看護を常態(週5日程度)とする場合		18	
		6時間以上	17	16		上記以外(診断書等による)の看護・介護をしている。		10			
		5時間以上	16	15		居住家屋の災害復旧に当たっている。			20		
		4時間以上	15	14							
	16日以上17日以下	8時間以上	18	17	C 家庭の状況(AとBの合計点が2人分でない場合に、最も点数が高いものを1つ選択)						
		7時間以上	17	16	ひとり親家庭	同居者なし				20	
		6時間以上	16	15	ひとり親家庭	同居者あり				18	
		5時間以上	15	14	離婚前提	同居者なし	離婚調停、離婚に関することを定めた公正証書が必要				19
		4時間以上	14	13	離婚前提	同居者あり	離婚調停、離婚に関することを定めた公正証書が必要				17
		14日以上15日以下	8時間以上	17	16	行方不明・拘禁	捜索願又は拘禁されていることが分かる書類が必要			18	
			7時間以上	16	15	単身赴任者	単身赴任していることが分かる書類が必要			20	
	6時間以上		15	14	D 同居者の状況(同居者がいる場合に、最も点数が低いものを1つ選択)						
	5時間以上		14	13	65歳以上70歳未満で無職で健康な祖父母						-1
	4時間以上		13	12	60歳以上65歳未満で無職で健康な祖父母						-2
	12日以上13日以下	8時間以上	16	15	60歳未満で無職で健康な祖父母						-3
		7時間以上	15	14	18歳以上で無職(無学)で健康な同居者						-1
		6時間以上	14	13	E 補正(全員)(b及びcの両方に該当する場合は、bを選択)						
		5時間以上	13	12	a お迎えが遅れる者(申請年度内(4月~10月)に7回以上)						-5
4時間以上		12	11	b 障がいのある児童(身体・精神・療育手帳、専門機関の意見書のいずれかを持っている者)						20	
居宅内勤務	20日以上	8時間以上	19	18	c 児童虐待防止の観点から必要と認められた場合(関係機関の意見書が必要)						19
		7時間以上	18	17	備考						
		6時間以上	17	16	1 勤務などの終了時間が14時以降であり、日曜日を除いて月12日以上、1日4時間以上就労などにつき、家庭において保育を受けることが困難であると認められること。						
		5時間以上	16	15	2 産休の場合は、就労に準じた基準点を採用する。						
		4時間以上	15	14	3 審査基準表の条件を満たし、かつ、指定した期日までに必要書類を全て提出した場合に、審査の対象となる。						
	18日以上19日以下	8時間以上	18	17	4 保護者以外の同居者は、基準点の計算に含まない。ただし、同居者が保育することが困難な状態にあることを証する書類の提出が必要となる。						
		7時間以上	17	16	5 入室の許可は、次の計算式により計算した点数の高い者から順次決定し、同じ点数の場合は、附表に基づき決定する。						
		6時間以上	16	15	(1) Aの基準点が2人分の場合 A+D+E						
		5時間以上	15	14	(2) Aの基準点が2人分でない場合(次号に掲げる場合を除く。) A+B+D+E						
		4時間以上	14	13	(3) AとBの合計点が2人分でない場合 A+B+C+D+E						
	16日以上17日以下	8時間以上	17	16	附表						
		7時間以上	16	15	同じ点数の場合における優先順位						
		6時間以上	15	14	1 学年						
		5時間以上	14	13	2 ひとり親(同居者なし)						
		4時間以上	13	12	3 在宅親族等なし(単身赴任等)						
	14日以上15日以下	8時間以上	16	15	4 勤務(就学)1か月当たりの総時間数、通勤時間、帰宅時間等						
		7時間以上	15	14	5 利用日数						
		6時間以上	14	13	6 災害						
		5時間以上	13	12							
		4時間以上	12	11							
	12日以上13日以下	8時間以上	15	14							
		7時間以上	14	13							
		6時間以上	13	12							
		5時間以上	12	11							
4時間以上		11	10								
求職(1か月を限度とする。)					10	10					

資料4 「学童保育室入室児童数の推移」

[全学童保育室]

小学校児童数 在室児童数	要保育率	小学校児童数伸び率 在室伸び率
-----------------	------	--------------------

年度	定員	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	伸び率(前年度比)
H20	915	1,224		1,194		1,272		1,261		1,201		1,160		7,312	
		290	23.7%	220	18.4%	183	14.4%	113	9.0%	51	4.2%	34	2.9%	891	12.2%
H21	915	1,226		1,208		1,180		1,260		1,258		1,191		7,323	+0.2%
		269	21.9%	233	19.3%	173	14.7%	122	9.7%	53	4.2%	23	1.9%	873	-2.0%
H22	1,038	1,182		1,250		1,227		1,210		1,276		1,280		7,425	+1.4%
		258	21.8%	206	16.5%	176	14.3%	94	7.8%	56	4.4%	18	1.4%	808	-7.4%
H23	1,136	1,198		1,191		1,270		1,227		1,220		1,272		7,378	-0.6%
		282	23.5%	191	16.0%	157	12.4%	90	7.3%	31	2.5%	20	1.6%	771	-4.6%
H24	1,136	1,185		1,199		1,186		1,247		1,216		1,213		7,246	-1.8%
		238	20.1%	230	19.2%	151	12.7%	90	7.2%	46	3.8%	17	1.4%	772	+0.1%
H25	1,136	1,142		1,180		1,196		1,179		1,244		1,212		7,153	-1.3%
		288	25.2%	186	15.8%	175	14.6%	91	7.7%	36	2.9%	19	1.6%	795	+3.0%
H26	1,250	1,107		1,142		1,173		1,195		1,178		1,243		7,038	-1.6%
		251	22.7%	244	21.4%	139	11.8%	106	8.9%	36	3.1%	16	1.3%	792	-0.4%
H27	1,015	1,087		1,103		1,145		1,174		1,190		1,181		6,880	-2.2%
		276	25.4%	191	17.3%	194	16.9%	91	7.8%	34	2.9%	15	1.3%	801	+1.1%
H28	1,015	1,014		1,087		1,099		1,148		1,177		1,192		6,717	-2.4%
		272	26.8%	229	21.1%	160	14.6%	109	9.5%	32	2.7%	11	0.9%	813	+1.5%
H29	1,035	1,029		1,008		1,081		1,104		1,146		1,185		6,553	-2.4%
		293	28.5%	220	21.8%	179	16.6%	124	11.2%	35	3.1%	9	0.8%	860	+5.8%
H30	1,035	941		1,025		1,006		1,082		1,105		1,151		6,310	-3.7%
		297	31.6%	224	21.9%	184	18.3%	117	10.8%	32	2.9%	18	1.6%	872	+1.4%
H31	1,035	977		952		1,044		1,028		1,080		1,117		6,198	-1.8%
		295	30.2%	237	24.9%	189	18.1%	125	12.2%	46	4.3%	14	1.3%	906	+3.9%

数値は各年度5月1日現在(但し、年度途中開設の場合は開設日現在の数値で集計)

3 あびっ子クラブ

資料5 平成30年度あびっ子クラブ登録児童数及び利用児童数

●一小あびっ子クラブ

平成19年6月開設(12年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	84.00	84.00	100.00	3,331	40.15
2年	81.00	81.00	100.00	2,122	25.58
3年	87.00	97.00	89.69	1,505	18.14
1～3年計	252.00	262.00	96.18	6,958	83.86
4年	77.00	103.00	74.76	950	11.45
5年	47.00	89.00	52.81	302	3.64
6年	27.00	95.00	28.42	87	1.05
4～6年計	151.00	287.00	52.61	1,339	16.14
合計	403.00	549.00	73.41	8,297	—

●根戸小あびっ子クラブ

平成22年10月開設(9年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	130.00	134.00	97.01	4,242	37.42
2年	119.00	127.00	93.70	1,776	15.67
3年	130.00	150.00	86.67	2,348	20.71
1～3年計	379.00	411.00	92.21	8,366	73.80
4年	104.00	164.00	63.41	980	8.65
5年	81.00	184.00	44.02	1,409	12.43
6年	46.00	202.00	22.77	581	5.13
4～6年計	231.00	550.00	42.00	2,970	26.20
合計	610.00	961.00	63.48	11,336	—

●三小あびっ子クラブ

平成23年6月開設(8年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	115.00	124.00	92.74	5,540	48.36
2年	110.00	112.00	98.21	2,802	24.46
3年	99.00	117.00	84.62	2,203	19.23
1～3年計	324.00	353.00	91.78	10,545	92.05
4年	64.00	106.00	60.38	649	5.67
5年	40.00	125.00	32.00	209	1.82
6年	29.00	124.00	23.39	53	0.46
4～6年計	133.00	355.00	37.46	911	7.95
合計	457.00	708.00	64.55	11,456	—

●湖北台西小あびっ子クラブ

平成24年6月開設(7年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	41.00	44.00	93.18	2,060	38.73
2年	52.00	56.00	92.86	1,884	35.42
3年	39.00	49.00	79.59	866	16.28
1～3年計	132.00	149.00	88.59	4,810	90.43
4年	35.00	51.00	68.63	369	6.94
5年	18.00	59.00	30.51	121	2.27
6年	11.00	51.00	21.57	19	0.36
4～6年計	64.00	161.00	39.75	509	9.57
合計	196.00	310.00	63.23	5,319	—

●湖北台東小あびっ子クラブ
平成25年6月開設(6年目 平成31年3月31日現在)
(平成25年6月1日～平成26年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	44.00	46.00	95.65	2,817	42.92
2年	45.00	48.00	93.75	1,924	29.31
3年	41.00	48.00	85.42	1,109	16.90
1～3年計	130.00	142.00	91.55	5,850	89.12
4年	36.00	64.00	56.25	476	7.25
5年	17.00	44.00	38.64	109	1.66
6年	13.00	51.00	25.49	129	1.97
4～6年計	66.00	159.00	41.51	714	10.88
合計	196.00	301.00	65.12	6,564	—

●布佐南小あびっ子クラブ
平成26年6月開設(5年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	22.00	21.00	104.76	1,684	28.94
2年	26.00	33.00	78.79	1,755	30.16
3年	26.00	37.00	70.27	2,065	35.49
1～3年計	74.00	91.00	81.32	5,504	94.59
4年	23.00	32.00	71.88	244	4.19
5年	2.00	17.00	11.76	65	1.12
6年	3.00	22.00	13.64	6	0.10
4～6年計	28.00	71.00	39.44	315	5.41
合計	102.00	162.00	62.96	5,819	—

※1年生1名が登録のまま転出したため在籍数より多く記載

●並木小あびっ子クラブ
平成26年6月開設(5年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	71	73	97.26	2,640	38.53
2年	63	61	103.28	1,875	27.37
3年	43	48	89.58	1,153	16.83
1～3年計	177	182	97.25	5,668	82.73
4年	53	66	80.30	660	9.63
5年	40	65	61.54	347	5.06
6年	33	86	38.37	176	2.57
4～6年計	126	217	58.06	1,183	17.27
合計	303	399	75.94	6,851	—

●二小あびっ子クラブ
平成27年6月開設(4年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	51	55	92.73	2,111	36.40
2年	69	81	85.19	2,383	41.09
3年	56	67	83.58	844	14.55
1～3年計	176	203	86.70	5,338	92.03
4年	41	62	66.13	312	5.38
5年	28	87	32.18	135	2.33
6年	9	73	12.33	15	0.26
4～6年計	78	222	35.14	462	7.97
合計	254	425	59.76	5,800	—

●高野山小あびっ子クラブ

平成27年8月開設(4年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	81.00	84.00	96.43	3,860	45.66
2年	103.00	113.00	91.15	2,544	30.09
3年	85.00	101.00	84.16	1,361	16.10
1～3年計	269.00	298.00	90.27	7,765	91.85
4年	61.00	106.00	57.55	480	5.68
5年	38.00	101.00	37.62	54	0.64
6年	17.00	114.00	14.91	155	1.83
4～6年計	116.00	321.00	36.14	689	8.15
合計	385.00	619.00	62.20	8,454	—

●四小あびっ子クラブ

平成27年9月開設(4年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	131	132	99.24	2,939	32.63
2年	121	136	88.97	2,529	28.08
3年	132	152	86.84	1,797	19.95
1～3年計	384	420	91.43	7,265	80.65
4年	92	133	69.17	714	7.93
5年	64	162	39.51	934	10.37
6年	24	148	16.22	95	1.05
4～6年計	180	443	40.63	1,743	19.35
合計	564	863	65.35	9,008	—

●湖北小あびっ子クラブ

平成28年6月開設(3年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	48.00	48.00	100.00	2,614	44.77
2年	48.00	60.00	80.00	1,447	24.78
3年	46.00	55.00	83.64	1,096	18.77
1～3年計	142.00	163.00	87.12	5,157	88.32
4年	34.00	64.00	53.13	433	7.42
5年	12.00	63.00	19.05	139	2.38
6年	22.00	67.00	32.84	110	1.88
4～6年計	68	194	35.05	682	11.68
合計	210.00	357.00	58.82	5,839	—

●新木小あびっ子クラブ

平成29年3月開設(2年目 平成31年3月31日現在)
(平成30年5月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	63	64	98.44	2,782	37.16
2年	74	89	83.15	2,797	37.36
3年	48	61	78.69	1,173	15.67
1～3年計	185	214	86.45	6,752	90.18
4年	45	95	47.37	352	4.70
5年	44	86	51.16	221	2.95
6年	18	82	21.95	162	2.16
4～6年計	107	263	40.68	735	9.82
合計	292	477	61.22	7,487	—

●布佐小あびっ子クラブ

平成30年9月開設(1年目 平成31年3月31日現在)

(平成30年9月1日～平成31年3月31日)

(児童数:人)

学年	登録児童数(A)	在籍児童数(B)	登録率(A/B)	利用児童数(C)	全体に占める割合率(C/全体)
1年	26.00	36.00	72.22	749	37.56
2年	24.00	30.00	80.00	517	25.93
3年	16.00	35.00	45.71	285	14.29
1～3年計	66.00	101.00	65.35	1,551	77.78
4年	16.00	34.00	47.06	285	14.29
5年	16.00	35.00	45.71	121	6.07
6年	3.00	44.00	6.82	37	1.86
4～6年計	35.00	113.00	30.97	443	22.22
合計	101.00	214.00	47.20	1,994	—

<考察>

※在籍人数の少ない学校を除き、1～3年生は平均で80%以上の登録率となっている。

※利用率について、1～3年生は登録しているほとんどの児童が、1回以上利用していることがわかる。4～6年生は登録率は低いものの、年間の利用率はそれほど低くないことがわかる。

資料6 令和元年度あびっ子クラブ活動状況

あびっ子クラブ名 (集計期間)	全児童 平均参加 人数/日 (平日)	うち学童 保育利用 平均参加 人数/日 (平日)	チャレンジ 平均参加 児童数 /回	チャレンジ 実施回数 /月	主なチャレンジ
一小 あびっ子クラブ (4月～11月)	37.人	8.7人	16.2人	13回	ゴルフ、けん玉 囲碁、お箏、お習字
根戸小 あびっ子クラブ (4月～11月)	45.9人	8.3人	4.1人	18回	将棋、囲碁 スタディ、お箏
三小 あびっ子クラブ (4月～11月)	46.9人	13.5人	17.6人	9回	茶道、工作 囲碁、カレンダー作り
湖北台西小 あびっ子クラブ (4月～11月)	21.3人	3.7人	11.3人	8回	手話ダンス、グラウンドゴルフ 囲碁、カレンダー作り
湖北台東小 あびっ子クラブ (4月～11月)	24.1人	7.9人	11.7人	12回	けん玉、囲碁 お習字、お話し会
並木小 あびっ子クラブ (4月～11月)	30.6人	11.8人	15.3人	10回	カレンダー作り、スタディ 囲碁、工作
布佐南小 あびっ子クラブ (4月～11月)	20.9人	11.4人	13.7人	10回	囲碁、お話し会 茶道、手話ダンス
二小 あびっ子クラブ (4月～11月)	21.7人	6.7人	13.人	9回	カレンダー作り、囲碁 バルーン、工作
高野山小 あびっ子クラブ (4月～11月)	31.9人	10.人	18.6人	9回	カレンダー作り、囲碁 工作、映写会
四小 あびっ子クラブ (4月～11月)	33.9人	5.9人	14.人	21回	手芸、サタデースクール カレンダー作り、将棋
湖北小 あびっ子クラブ (4月～11月)	21.8人	6.3人	12.4人	8回	囲碁、お箏 工作、バルーンアート
新木小 あびっ子クラブ (4月～11月)	24.3人	10.3人	9.9人	13回	折り紙、囲碁 工作、カレンダー作り
布佐小 あびっ子クラブ (4月～11月)	12.7人	2.8人	8.8人	12回	工作、カレンダー作り スタディ、囲碁
全体平均	28.7人	8.2人	12.8人	12回	

資料7 計画策定経過

平成30年 5月30日 第1回放課後対策事業運営委員会において説明

令和元年 5月30日 第1回放課後対策事業運営委員会において説明
 9月6日 コーディネーター会議で説明
 9月13日 放課後対策事業運営委員へ第2回に向けた意見募集
 9月30日 第2回放課後対策事業運営委員会において説明
 12月17日 第3回放課後対策事業運営委員会において説明
 12月25日 保護者への公表と意見募集(1月31日まで)

令和2年 2月16日 子ども・子育て会議において説明



第二次 我孫子市

放課後子ども総合プラン行動計画

発行：令和2年3月

我孫子市 子ども部 子ども支援課

放課後対策担当

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

TEL 04-7185-1111（代表）